

# 東日本大震災からの復興に向けた中小企業対策について

中小企業庁経営支援課

支援体制担当

鍛冶原 誠

## 1. はじめに

東日本大震災により被災された方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げます。

本年3月11日に発生した東日本大震災は、リーマンショックによる経済危機を乗り越え、緩やかに回復に向かっていた我が国の経済に、大きな打撃を与えました。

この時発生した非常に大きな揺れは、津波と合わさり東日本の広い範囲に被害を与えました。また、それら直接的な被害に加え、その後発生した原子力発電所での事故及び電力需給の逼迫、さらには風評被害や消費マインドの低下による間接的な被害など、我が国全体に深刻な影響を与えました。

私自身、短期間ではありますが被災地復興の支援のため、福島県内で自治体業務のお手伝いをさせて頂きました。現地では、住宅や道路への被害などを目の当たりにしましたが、それと同時に、目に見えた被害がなくとも、災害の発生そのものに加え、先行きの不透明さや自粛ムードの蔓延などにより、精神的に大変なストレスを抱えられている方が大勢いることを知りました。

震災発生時から現在に至るまで、被災地だけではなく、全国の心ある中小企業の皆様方は日々、復旧・復興に向けた取組を続けられて来たことと思います。しかしながら、その状況は現在も厳しいものとなっております。

我が国が現在の状況を脱するためには、まず産業の基盤たる中小企業が復興す

ることが、大きな課題となります。しかし、今回の震災により発生した被害は、甚大かつ広範囲であり、多岐にわたるものとなっています。そのため、被災中小企業に対する復興支援はいままでとは異なる、特別な手法で行うことが重要となります。

そのような中、経済産業省中小企業庁では、被災地のみならず、全国の中小企業の皆様のお役に立てるよう、各種の支援等を行っております。これら各種の支援等の一部を御紹介させていただきますので、中小企業の皆様方に広く御利用頂き、一日も早い復興に向けてお役に立てて頂けたら幸いです。

また、中小企業の皆様が続けられてきた復旧・復興に向けた取組を、広く全国の中小企業の方々に知っていただくため、「被災地の復旧・復興に貢献された中小企業の皆様方の取組」という資料にまとめ、掲載された中小企業の皆様へ大臣から表彰を行いました。

皆様が実施された取組の具体的な内容を御紹介した本資料は、中小企業団体、政府系金融機関、地方公共団体を通して広く一般へ配布するとともに、この御紹介を引き続き継続していく予定です。

昨年版の本年報において御紹介させていただいた「中小企業憲章」において、その意義、役割の重要性をうたっておりますとおり、中小企業は経済を牽引する力、社会の主役であります。今回の御紹介をきっかけとして、このような取組が他の中小企業の方々へ広がることにより、被災地の早期の復旧・復興の一助となれば幸いです。

## 2. 震災復興に向けた支援

東日本大震災の発生以降、今なお続く厳しい状況を踏まえ、経済産業省中小企業庁では平成23年度一次及び二次補正予算により措置された、約5,900億円の予算を活用し、すでに実施していた各種の中小企業施策の強化・拡充等、中小企業の震災復興に向けた取り組みを行っております。

これらの金融支援を始めとする各種の取組について、以下にその代表的なものを御紹介致します。

### **(1) 東日本大震災復興特別貸付**

まず、震災の影響により直接又は間接に被害を受けた中小企業者等を対象とした融資制度として「東日本大震災復興特別貸付」を創設しました。本制度では、貸付限度額、貸付期間、金利引下げ措置等を大幅に拡充しております。

特に、地震・津波により事業所等が全壊・流失された中小企業や原発事故に係る警戒区域等の区域内の中小企業に対しては、県の財団法人等を通じ、貸付後3年間の金利を実質的に無利子化する措置も行います。

### **(2) 東日本大震災復興緊急保証**

次に、震災の影響により直接又は間接に被害を受けた中小企業者等を対象とした「東日本大震災復興緊急保証」を創設しました。これは、金融機関から、事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくなる制度です。

保証限度額は無担保で8千万円、最大で2億8千万円です。

### **(3) 特定地域中小企業特別資金**

また、原子力災害に伴い、移転を余儀なくされた福島県内の中小企業に対しては、「特定地域中小企業特別資金」により、県内の移転先において事業を継続、再開するために必要な事業資金（運転資金・設備資金）を3千万円の範囲内で無利子、無担保で貸付を行っております。

### **(4) 中小企業組合等共同施設等災害復旧事業**

さらには、上記のような資金の貸付以外にも、事業用施設・設備の復旧・整備の支援としまして、中小企業等のグループに対する補助を行っております。

これは、中小企業等のグループが復興事業計画を作成し、県に認定を受けた場合、震災で被害を受けた施設・設備の復旧経費について、国が1／2、県が1／4の補助等を行うというものです。

## (5) 中小企業人材対策事業

中小企業の人材確保を支援するため、新卒者等を対象に採用意欲の高い中小企業の事業現場において、長期間の職場実習（新卒者就職応援プロジェクト）を実施しています。特に、被災地域で職場実習を行う場合は、実習生の状況に応じて、実習参加時間を短くするなど、柔軟に対応しています。

また、被災地域の新卒者等の就職を支援するため、被災地域での合同就職説明会を開催しています。

## 3. 最後に

今回御紹介した支援策の他にも、中小企業庁では中小企業の皆様に対する各種の支援メニューを御用意しております。上記支援策についての詳細も含め、その他、国が行う各種の支援策についての詳しい情報については、中小企業庁HPを御覧頂くか、中小企業電話相談ナビダイヤルまで御相談ください。

経済産業省中小企業庁は、引き続き、都道府県や中小機構などの関係機関と連携をし、震災からの復旧・復興を目指す中小企業の方々を始めとして、我が国の中小企業の皆様のお力になれるよう、最大限の努力を続けてまいります。

中小企業庁ホームページ

URL：<http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業電話相談ナビダイヤル

0579-064-350（土日を含め9時～17時半まで受付。）

※最寄りの経済産業局 中小企業課につながります。